

令和2年9月18日
九州管区行政評価局

「公共職業訓練を欠席した場合の手当の支給に関する調査」結果に基づく改善措置状況の公表

＜当局の調査結果に基づき、厚生労働省が業務取扱要領を改正＞

総務省九州管区行政評価局（局長：宮田 昌一^{みやた しょういち}）は、当局に寄せられた行政相談を契機として、公共職業訓練を欠席した受講者に対する手当の支給について、公共職業安定所の判断状況を調査しました。

失業中の公共職業訓練受講者から、「家庭の事情でやむを得ず訓練を欠席したが、欠席日について、生活の安定のため支給される手当が支給されないことに納得がいかない」との行政相談がありました（※この行政相談案件は、手当が支給されることとなりました。）。

調査では、公共職業訓練を欠席する「やむを得ない理由」の解釈が統一されていない例（「別居の親族の看護」、「幼稚園の入卒園式への出席」）等が判明したため、令和元年8月に総務省から厚生労働省に対して、全国的に改善を図るよう通知し、対応を求めました。

その結果、厚生労働省において、「雇用保険業務に関する業務取扱要領」が改正され（例：親族の看護について同居・別居の別を問わないこと、幼稚園の入卒園式が含まれることを明確化）、全国の都道府県労働局に対し、周知が図られました。

令和元年8月の調査結果は総務省九州管区行政評価局のホームページに掲載

<https://www.soumu.go.jp/kanku/kyusyu/chiki.html>

※調査結果は右のQRコードからもアクセスできます。



[照会先]

総務省九州管区行政評価局 評価監視部 第6評価監視官 渡邊 敏章
評価監視調査官 小川 貴史
電話（直通）：092-431-7095

公共職業訓練を欠席した場合の手当の支給に関する調査の結果に基づく改善措置状況

【通知先】厚生労働省

【通知日】令和元年8月6日【回答日】令和2年9月3日（改善状況は4月1日現在）

【調査の背景】

- ◆ 厚生労働省の「雇用保険業務に関する業務取扱要領」では、失業中の公共職業訓練受講者が訓練を欠席しても、「やむを得ない理由」（疾病、一定の範囲での忌引、求人者との面接等、これらに準ずるもの）として認められれば、手当を支給することとされている。
- ◆ 総務省九州管区行政評価局は、公共職業訓練受講者から、「家庭の事情でやむを得ず訓練を欠席したが、手当が支給されなかった」との行政相談を受け付けたことを契機に、公共職業訓練をやむを得ず欠席した場合における手当の支給状況について調査を実施

【調査結果（ポイント）】

- ◆ 九州管内の都道府県労働局、公共職業安定所、公共職業能力開発施設によって、次のようなケースで「やむを得ない理由」の解釈に差が生じている状況がみられた。
例：「別居の親族の看護」、「幼稚園の入園式や卒園式への出席」、「各種国家試験等の資格試験の受験」
- ◆ この原因としては、都道府県労働局がそれぞれ独自に「やむを得ない理由」を整理している上、厚生労働省が、都道府県労働局からの疑義照会に個別に回答するのみで全機関に周知していないことが挙げられる。

【厚生労働省による改善措置】

- ◆ 総務省の改善意見を受け、厚生労働省は、令和元年12月、「雇用保険業務に関する業務取扱要領」を改正し、「やむを得ない理由」の解釈を明確にした。

総務省の改善意見

「やむを得ない理由」についての解釈の統一を図るため、業務取扱要領を随時見直し、全国の労働局等に対して見直しの内容を周知すること。

厚生労働省の改善措置

行政評価局からの指摘や過去の都道府県労働局からの疑義照会の内容等を踏まえ、令和元年12月に業務取扱要領の一部改正を行い、必要な周知を図った（2年3月施行）。
今後も必要に応じて業務取扱要領の見直しを行う。

(参考)

「雇用保険業務に関する業務取扱要領」の一部改正の概要
(公共職業訓練を欠席しても「やむを得ない理由」として認められるもの)

改正前	改正後	備考
親族（6親等以内の血族、配偶者及び3親等以内の姻族）の傷病について受給資格者の看護を必要とする場合（15日未満）	同居・別居を問わず 、親族（同左）の傷病について受給資格者の看護を必要とする場合（15日未満）	同居・別居を問わないことを明確化 ※ 厚生労働省は、親の「介護」（15日未満）については看護に含まれると判断
中学生以下の子弟の入学式又は卒業式等への出席	子弟の 入園式 ・入学式又は 卒園式 ・卒業式への出席	幼稚園、保育所の入卒園式が含まれることを明確化
各種国家試験、検定等の資格試験の受験	訓練職種に関連した 各種国家試験、検定等の資格試験の受験	訓練職種に関連したものに限ることを明確化
就職試験、求人者との面接等	訓練職種に関連した 就職試験、求人者との面接等	同上
前各号に掲げる場合に準ずるものであって社会通念上やむを得ないと認められるもの	前各号に掲げる場合に準ずるものであって社会通念上やむを得ないと認められるもの 例えば、天災に準ずる理由としては、暴風雨等により災害発生の恐れがある場合に該当する。なお、次の場合は、社会通念上やむを得ないと認められる。 a) 仲人としての婚姻の儀式への出席 b) 地方公共団体が主催する成人式への出席 c) 永年勤続表彰式への出席（配偶者随伴の式典の場合は、配偶者としての出席を含む。） d) 勲章の授与式への出席（配偶者について同上） e) 裁判員として司法の場への出頭 f) 消防団員として出勤義務のある火災消火活動、訓練、出初め式等への参加	具体例を記載 ※ 厚生労働省は、解釈に差が生じていた「乳幼児の健康診査への付添い」については、いくつかの曜日・時間を選択することが可能であること、「乳幼児の予防接種への付添い」については、土曜日に接種することも可能であることから、原則として「やむを得ない理由」とは認められないと判断

(注) 厚生労働省提出資料に基づき、当省が作成した。

公共職業訓練を欠席した場合の手当の支給に関する調査 の結果に基づく通知に対する改善措置状況の概要

【総務省九州管区行政評価局による調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成30年12月～令和元年8月
- 2 対象機関 調査対象機関：九州管内の都道府県労働局、公共職業安定所

【通知日及び通知先】 令和元年8月6日 厚生労働省

【回答年月日】 厚生労働省 令和2年9月3日
※ 改善状況は令和2年4月1日現在

【調査の背景事情】

- 厚生労働省は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づき、失業者のうち公共職業訓練安定所長が公共職業訓練を指示した者に、生活の安定と就職の促進のため、基本手当、受講手当、通所手当等を支給
- 公共職業訓練は、公共職業能力開発施設や同施設が委託した民間の専門学校等において実施
- 「雇用保険業務に関する業務取扱要領」（厚生労働省職業安定局雇用保険課）では、公共職業訓練を欠席しても、「やむを得ない理由」（①疾病、一定の範囲での忌引、求人者との面接等、②これらに「準ずるもの」）に該当する場合、手当を支給すると規定
- 総務省九州管区行政評価局は、失業中の公共職業訓練の受講者から、「家庭の事情でやむを得ず訓練を欠席したが、欠席日について、手当が支給されないことに納得できない」との行政相談を受け付けたことを契機として、公共職業訓練をやむを得ず欠席した受講者に対する手当の支給状況について調査を実施

通知事項等	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>① 労働者を取り巻く環境の変化を踏まえ、求職者支援訓練における取組を参考に、都道府県労働局からの疑義照会に対する回答を整理し、業務取扱要領の「やむを得ない理由」を随時見直すこと。</p> <p>② 判断の統一を図るため、都道府県労働局及び公共職業安定所並びに公共職業訓練受講者の出欠に関する証明を行っている訓練施設に対し、当該内容を周知徹底すること。</p> <p>(説明)</p> <p><総務省九州管区行政評価局の調査結果></p> <p>○ 厚生労働省は、「雇用保険業務に関する業務取扱要領」において、「やむを得ない理由」と認められる場合を規定しているが、列挙している内容やこれらに「準ずるもの」についての具体的な解説、質疑応答集等は作成していない。また、都道府県労働局からの疑義照会も個別に回答しているのみで、他の労働局への情報提供は行っていない。</p> <p>○ 九州管内の都道府県労働局の中には、「やむを得ない理由」について、独自の質疑応答集等を作成している例がみられた。</p> <p>また、公共職業能力開発施設の中には、公共職業訓練受講者等に配布する独自の「訓練のしおり」等で「やむを得ない理由」について説明している例がみられた。</p> <p>○ 都道府県労働局や公共職業能力開発施設が作成した質疑応答集、「訓練のしおり」等を比較した結果、業務取扱要領の「やむを得ない理由」の解釈に差が生じている状況がみられた。また、個別のケースでも判断に差が生じていた。</p> <p>○ 雇用保険を受給できない求職者が主な対象となる求職者支援訓練では、都道府県労働局からの疑義照会を質疑応答集に整理して各労働局等に配布する、求職者支援制度業務取扱要領について、疑義照会を踏まえた改訂を行うなど、「やむを得ない理由」の解釈に差が生じないための取組を実施している。</p>	<p>① 業務取扱要領については、行政評価局からの指摘、過去の都道府県労働局からの疑義照会の内容等を踏まえ、「「雇用保険業務に関する業務取扱要領」の一部改正について」(令和元年12月27日付け職発1227第4号。都道府県労働局長宛て厚生労働省職業安定局長通知)により改正を行った。</p> <p>今後も、必要に応じて適宜、業務取扱要領の見直しを行う。</p> <p>② 以上要領改正により、必要な見直しを行ったところであり、令和2年3月1日の施行に向け、必要な周知を行った。</p>

(注) 厚生労働省は、今回の「雇用保険業務に関する業務取扱要領」の一部改正について、令和元年12月の都道府県労働局長宛ての通知による周知のほか、2年2月に周知用リーフレットを作成して都道府県労働局に送付し、公共職業能力開発施設や公共職業訓練受講者への周知を図るよう指示している。